

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年11月5日(水)午後1時24分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
10番 小 林 喜久代	

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	木 我 健
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局長

1. 開会前 午後1時24分
- 時間前ですが、出席予定の委員さんが全員お揃いですので始めさせていただきます。
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、5番 阿部喜一郎委員、6番 阿部純子委員、10番 小林 喜久代委員から欠席の届出がございました。
- 在任委員15名中、本日の出席委員は12名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長  
(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ 午後1時25分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時25分
- まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において7番 木内和男委員、8番 生方大助委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告 午後1時25分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

- (1)農地法第3条の3の規程による届出について
- (2)制限除外の農地移動について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件 午後1時27分
- 議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
- 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

議長 4番の案件ですが、家庭菜園をしたいということでしょうか。

事務局員 そうです。

議長 3条は、家庭菜園でも問題ないのでしょうか。

事務局員 農地を耕作目的で利用するので、特に問題はないかと思います。

事務局次長 以前は下限面積が要件の1つだったので、申請時に一定の農地を所有している必要があったのですが、現在は下限面積の要件が撤廃されたので、制度上は、他の要件を満たすことは必要ですが、農地を取得できる者に制限はない状態となっています。その点を踏まえると、畑としての取得も可能と考えられますが、それを含めて審議いただければと思います。

3条による取得に当たって、農業を生業としなければいけないという要件はないので、申請地の肥培管理や耕作がきちんとできるのであれば許可要件には少なからず該当してくるのではないかと思います。

議長 わかりました。

9番委員 よろしいですか。

議長 どうぞ。

9番委員 現況は田のようですが、申請を見ると、畑で栽培する作物を作る予定のように見受けられるのですが。

議長 水を入れなければ、栽培自体はできるのではないのでしょうか。

事務局次長 適切に営農できるよう、取得した方に管理してもらうことになるかと思っています。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第41号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。  
次に議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 議案説明 2件

(議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番  
2番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第42号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後1時48分

## 6. 協議事項

- (1) 令和7年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見(案)について
- (2) 農業振興地域整備計画農用地区域変更に伴う現地調査の実施について
- (3) その他

## 7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業まつりについて（報告）
- (2) 行事予定について
- (3) その他

## 8. 閉 会

終了 午後2時30分